

開門事前アセス不要 諫早干拓

開門まで6年以上 農水アセス

8月4日、農水省は諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価（開門アセス）方法書を公表した。これによると、潮受堤防の開門までに6年以上がかかることとなる。しかも、長崎県知事に実質的な拒否権を与えており、現実的には開門を拒否するためのアセスとなっている。昨年の佐賀地裁判決は国に対し3年以内の開門を命じているが、農水省は司法判断を無視する姿勢を崩していない。

被害のアセスは不要

方法書では、開門（調整池への海水導入）による農業生産への影響（農業用水の確保、地下水の塩水化、潮風害、浸水・湛水被害）、背後地防災への影響（既設堤防や排水樋門等の構造物への影響、家屋等への浸水）の可能性を指摘し

アセスの対象としている。

しかし、農業用水確保は、水門を開放し調整池に海水を導入する以上必ず検討しなければならない課題で、これをもって開門の可否を論じるのは本末転倒である。塩害問題は、干拓地であればどこも抱える問題で、調整池を設けていない佐賀平野の干拓地等を参考にすればすむ。農地や背後地への浸水被害は、今年6月に潮受け堤防が諫早大水害の大部分を防ぐ効果がないことを農水省自身が認め、諫早市長に報告しているし、現に、潮受堤防締め切り以降、背後地の湛水被害の回数は以前の約3倍に激増し、今年7月も背後地の森山地区が湛水被害に見舞われている。既存堤防等への影響は、開門による影響ではなく、国が堤防の改修補修を怠ってきたことが原因で、水門開放に関わりなく早急の対策を必要とするものである。

国会議員らが開門に伴う被害は何かと質問したところ、農水省担当者が「予期せぬ被害です」としか答えられなかったことは、現時点で開門にともなう被害が考えられないことを端的に示すものである（今年3月4日、衆議院農水委員会での大串博志衆議院議員の質問など）。したがって、開門による被害を理由にした事前アセスは不要である。

短期開門調査の実績

国は、2002年に短期開門調査を実施し、実際に水門を開け調整池に海水を導入している。この時、背後地への影響は生じていない。むしろ、農水省は、「有明海全体としての環境改善の方策を講ずるための総合的な調査の一環として、開門調査を行うことが必要である」と開門の必要性を強く訴え、その上で、背後地の農業者に対してパンフレットを配布して理解を求めている。

この農水省作成パンフレット「諫早湾干拓事業開門調査のお知らせ」によると、防災機能について「洪水調整機能は変化しません」「ガタ土が既設樋門の前面に堆積することは、ほとんどありません」「不測の事態が生じるおそれがある場合には、海水の導入を一時中断します」と説明し、開門しても「防災機能は今までどおり」と断言している。

農業用水についても「潮遊池への塩水の侵入を防ぐため、土のうを設置します」「仮設ポンプを設置し24時間体制でその管理を行います」等と説明し、開門しても問題は生じないとしている。

短期開門調査レベルの開門であれば、事前のアセスは必要ない。まずは来春、短期開門レベルの開門を実施し、その後に効果・影響

をモニタリングしながら順応的管理の手法で徐々に開門の幅や時間を広げていくことで、有明海の農業と漁業の両立発展が可能となる。

農業と漁業の両立発展 のため来春の開門を

今年7月、長崎県は、水門を一気に開放し調整池の汚濁水を大量排出した。北部排水門沖の小長井の養殖アサリは壊滅し、後背地の森山地区の農地は湛水した。この事件は、開門拒否を貫く農水省と長崎県の頑なな態度が招いた人災である。

本来、干潮時には低平地の水は海に自然排水されるのに、その機会を奪って4日間も農地を水浸しにしたのは潮受堤防で海と区切られた調整池を設けたことに原因がある。水門を開放し調整池に海水を導入するならば、調整池水位は基本的に海の潮位に連動するので、干潮時には自然排水で、満潮時にはポンプ排水によって低地に下ってきた水を海に排水することが可能となり、背後地の湛水被害を避けることが可能となる。開門によって漁業に好影響をもたらすだけでなく、森山地区など背後農地の湛水被害も防ぐことができ、農業と漁業とが両立し発展することが可能となる。開門こそ、長年の懸案だった森山地区の排水対策を実施する絶好の機会である。